

福祉用具レンタルサービス契約書

様(以下「契約者」という)と㈱サンライフ壽(以下「事業者」という)は、契約者に対して事業者が行なう福祉用具レンタルサービスについて、契約(以下「本契約」という)を締結します。”

第1条(契約の目的)

事業者は、契約者が適切な福祉用具を用いてその心身の機能を補い、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、福祉用具レンタルサービスを提供します。

第2条(福祉用具レンタルサービス)

1. 本契約において「福祉用具レンタルサービス」とは、事業者が専門的知識に基づいて適切な福祉用具選定に関する相談・助言を行い、契約者に応じて選定されたレンタル商品を賃貸するサービスのことをいいます。
2. 本契約において「福祉用具」とは、契約者の心身の機能を補い、また介護に必要な「福祉機器・介護用品」とします。
3. 事業者が契約者に対して実施する福祉用具レンタルサービスの内容、費用等の事項は別紙のレンタル利用明細等に定めるとおりとします。

第3条(サービス従事者)

1. 本契約において「サービス従事者」とは、福祉用具専門相談員等、事業者が「福祉用具レンタルサービスを提供するために使用する者」とします。
2. 事業者は、福祉用具に関する専門知識を有し、契約者及び介護者に対して適切な相談・援助等を行なうことのできるサービス従事者を選任し、福祉用具レンタルサービスの提供にあたるものとします。

第4条(レンタル商品の選定、変更、提供の中止)

1. 事業者は、レンタル商品の選定にあたっては、福祉用具専門相談員によって契約者の心身・生活の状況、福祉用具を設置・使用する環境等について聴取するものとします。
2. 事業者は、前項の聴取に基づいて契約者または介護者等に対して適切な福祉用具について説明を行い、契約者及び介護者等と協議してレンタル商品を選定します。この場合に契約者の主治医等に助言、指導等を求めることができます。
3. 事業者は、契約者の要請に応じ、レンタル商品の使用状況、契約者の心身・生活の状況を確認するものとします。
4. 前項の結果、医師または居宅介護支援事業者の助言・指導に基づいて、レンタル商品の変更もしくは提供中止の必要があると認められた場合は、事業者は契約者及び介護者等と協議してレンタル商品の変更またはその提供を中止するものとします。また本契約に基づく福祉用具レンタルサービスの提供について居宅サービス計画が作成されている場合には、事業者は居宅介護支援事業者に対して居宅サービス計画の変更を要請するものとします。
5. 契約者及び介護者等は、レンタル商品の選定・変更等に関する主治医、医療機関、その他関係機関との連携(助言・指導等)について事業者に協力するものとします。

第5条(契約者、介護者等の義務)

1. 契約者及び介護者等は、レンタル商品について定められた使用方法及び使用上の注意事項を遵守するものとします。
2. 契約者及び介護者等は、事業所の承諾を得ずにレンタル商品の仕様変更、加工、改造等を行なうことはできません。
3. 契約者及び介護者等は、本契約に基づく権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡・転貸・レンタル商品の転売することはありません。
4. 契約者及び介護者等は、契約者の転居、入院、死亡などレンタル商品の利用状況に変更があった場合には、速やかに事業者へ通知するものとします。

第6条(レンタル商品の納品)

1. 事業者は、レンタル商品を契約者に引き渡すにあたって、サービス従事者によって組立・設置をおこない、レンタル商品の作動具合及び契約者への適合状況を確認するものとします。
2. 事業者は、レンタル商品を契約者に引き渡すにあたって、契約者または介護者等に対してレンタル商品の使用方法、使用上の注意事項、故障時の対応等を説明し、取り扱い説明書を交付するものとします。
3. レンタル商品については、消毒済み・メンテナンス品の納品となります。

第13条(契約の解除)

第7条(レンタル商品の修理、交換)

1. 契約者は、本契約に定めたレンタル商品と異なる機種が納品され、または使用中のレンタル商品について故障・破損を発見した場合には、速やかに事業者へ通知し、事業者は当該レンタル商品について修理または交換を行なうものとします。
2. 前項の修理・交換に伴う費用は原則として事業者が負担するものとします。但し、契約者側の事情によりレンタル商品の交換・変更を希望する場合、または契約者もしくは介護者等が事業者もしくはサービス従事者の指示、説明に反してレンタル商品を使用したために故障・破損が発生した場合には、この費用は契約者側が負担するものとします。

第8条(その他の義務)

1. 事業者は、契約者に対する福祉用具レンタルサービスの実施について記録を作成し、2年間は保管すると共に、契約者もしくは代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、またはその複写物を交付するものとします。
2. 事業者は、福祉用具レンタルサービスの提供のために準備した福祉用具及びその消毒・保管点検・運搬等については、安全衛生をふまえて適切な管理を行なうものとします。

第9条(守秘義務)

1. 事業者及びサービス従事者は、正当な理由のない限り、業務上知り得た契約者または家族の秘密を漏らしません。
2. 事業者は、サービス従事者が退職後、在職中知り得た契約者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
3. 契約者は、サービス担当者会議において、福祉用具レンタルサービス提供に必要な範囲で自己または家族の情報をを用いることを同意します。

第10条(サービス利用料金)

1. 契約者は、事業者に対して所定の料金体系に基づいて計算されたサービス利用料金を支払うものとします。
2. 本契約に基づく福祉用具レンタルサービスの利用について、介護保険等の公費負担適用である場合は、契約者はサービス利用料金から給付額を差し引いた差額分をサービス利用料金として支払うものとします。
3. サービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、契約者は商品の契約期間中は、事業者が指定する方法で支払うものとします。
4. 支払期日において、本条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金の支払いがなされなかった場合には、事業者は契約者に対して、支払期日の翌日から支払い完了日の日までの日数に応じて、年率14.6%の割合で計算した遅延利息を併せて請求できるものとします。

第11条(料金体系の変更)

1. 事業者は、やむを得ない事情により所定の料金体系を変更した場合には、本契約の期間中であっても、契約者に対してサービス利用料金の増額または減額を求めることができます。この場合事業者は、契約者に対して1ヶ月前に文書をもって通知するものとします。
2. 契約者は、前項の変更を了承することができない場合には本契約を解約することができます。
3. 前項の場合に契約者は、契約解除日までの料金算定方式に応じて所定のサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

第12条(契約者による中途解約)

契約者は、レンタル商品が不要になった場合には、契約の期間中であっても、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は終了を希望する日の1週間前までに事業者へ通知するものとします。但し、契約者に契約継続が不可能な特別な事情が生じた場合には、通知日をもって解約することができます。

第20条(連帯保証人)

1. 契約者は、事業者が以下の事由に該当する場合には、本契約を解約することができます。
- ① 事業者が正当な理由なく本契約書に定める福祉用具レンタルサービスを実施せず、契約者の請求にも関わらずこれを実施しようとししない場合。
 - ② 事業者が第9条に定める守秘義務に違反した場合。
 - ③ 事業者が、契約者もしくは介護者等の生命・身体・財産・信用を傷つけ、または著しい不信行為を行なうなど、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
 - ④ 事業者が破産した場合。
2. 前項第2号、第3号及び第4号の場合には、契約者は契約解除日までの料金算定方式に応じて所定のサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
3. 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。
- ① 契約者によるサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、事業者の相当期間を定めた催告にもかかわらずこれを支払われない場合。
 - ② 契約者もしくは介護者等が、第5条に定めた義務に違反し、または著しい不信行為を行なうなど、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
 - ③ レンタル商品の利用場所が事業者のサービス区域外へ移転する場合。
4. 前項第1号及び第2号の場合に、契約者は契約が終了する利用月について所定のサービス利用料金を事業者に支払うものとします。また、前項第3項の場合には、契約者は契約解除日までの料金算定方式に応じて所定のサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

第14条(契約の終了)

契約の有効期間中、以下の事由が生じた場合には、本契約は終了するものとします。

- 1. 契約者が死亡した場合。
- 2. 地震・噴火等の天災、その他契約者の責に帰すべからざる事由により、レンタル商品が消失または破損し使用できなくなった場合。

第15条(レンタル商品の回収)

- 1. 事業者は、本契約終了またはレンタル商品の交換・変更等により契約者からレンタル商品の回収依頼を受けた場合には、速やかにレンタル商品を回収するものとします。
- 2. 前項の場合に、契約者は契約終了日または回収依頼日までの料金算定方式に応じて所定のサービス料金を支払うものとします。

第16条(事業者の損害賠償責任)

事業者は、レンタル商品の故障・欠陥により、もしくは福祉用具レンタルサービスの実施にともなって、または第9条に定める守秘義務に違反して、契約者または介護者等の身体・財産・信用等を傷つけた場合は、その損害を賠償するものとします。

第17条(損害賠償がなされない場合)

福祉用具レンタルサービスの実施にともなって、事業者の責に帰すべからざる事由によって生じた損害は賠償されません。とりわけ以下の事由に該当する場合には、事業者は損害賠償義務は負いません。

- ① 契約者が、その疾患・心身状態及び福祉用具の設置・使用環境等、レンタル商品の選定に必要な事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行なったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ② 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施した福祉用具レンタルサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
- ③ 契約者もしくは介護者等が、事業者及びサービス従事者の指示・説明に反し、または第5条第2項の定めにして行なった行為に起因して損害が発生した場合。

第18条(契約者の損害賠償責任)

事業者は、契約者の故意または過失(第5条第1項及び第2項に定める義務の違反を含む)によってレンタル商品が消失し、または回収したレンタル商品について通常の使用状態を超える極度の破損・汚損等が認められる場合には、契約者に対して補修費もしくは弁償費相当額の支払いを請求することができます。(尿・便・血液汚染のクリーニング代など)

第19条(契約当事者の変更等)

事業者は、契約者に対し、本契約の締結に際してあらかじめ親族等を代理人とし、契約者が契約の期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合にも継続して業務を行なうこと、またその時は介護者等に契約者を変更することを約した契約を締結することを求めることができます。

連帯保証人は、契約者と連帯して本契約に基づいて生じる契約者の債務について負担するものとします。

第21条(協議事項)

本契約に疑義が生じた場合、または本契約に定められていない事項が生じた場合には、契約者と事業者は誠意をもって協議の上解決に努めるものとします。

第22条(契約期間・更新)

本契約の更新期間は契約締結の日から6ヶ月間とします。契約期間満了の1週間前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、この契約は更に6ヶ月間同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者あるいは連帯保証人及び事業者が記名捺印の上、各1通を保有するものとします。

年 月 日

契約者 氏 名 印

住 所

電話番号

連帯保証人 氏 名 印
続柄()

住 所

電話番号

請求書送付先 ☐契約者 ☐連帯保証人
☐その他 氏名: 続柄()
住所:

法 人 名 株式会社サンライフ寿

介護保険事業所名 福祉用具貸与事業所 きぼう

住 所 山梨県笛吹市石和町四日市場2031

電話番号 055-261-1602

